こんなハガキは↓サギです！

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）317 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日　　平成30年3月23日

法務省管轄支局　民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関２丁目[redacted]
取り下げ等のお問い合わせ窓口 [redacted]
受付時間　9:00～20:00（日、祝日を除く）

訴訟最終告知

※　最終督促通知書
　などもあります

管理番号

※　管理番号は他の数字
　に変わります

法務省管轄支局
民間訴訟告知センター

※　国民訴訟告知管理センター
　民事訴訟管理センター
などもあります

- **電話をする必要はありません！**
  （※住所・名前・電話番号は教えない！！）
- **お金を支払う必要はありません！**
- **必ず誰かに相談をしましょう！**